

「一般海域における占用公募制度の運用指針 (改訂案)」に係るパブリックコメント結果の概要

2022年9月30日

経 済 産 業 省
国 土 交 通 省

1. 全体概要

- 7月14日～8月13日の期間で実施した「一般海域における占用公募制度の運用指針（改訂案）」のパブリックコメントでは、151者から1,045件の意見提出があった。
- 意見提出者の内訳は、事業者801件（72者）、個人195件（41者）、無記名49件（38者）。
- 意見について、内容別に分類すると、事業実現性評価、迅速性評価に関する意見が多い。

提出者別

総意見数		1,045件（151者）
うち	事業者	801件（72者）
	個人	195件（41者）
	無記名	49件（38者）

内容別

迅速性評価	136件
落札制限	66件
事業実現性評価（点数補正や配点等）	359件
基地港湾	70件
第三者委員名の公表	16件
最高評価点価格（FIP制度適用含む）	70件
選定結果の公表	20件
知事意見への地元関係者意見の反映	55件
その他（市場売電義務づけ、セントラル方式、公募期間中の接触禁止規定等）	253件

※内容別の各項目の件数には、運用指針では取り上げていない、評価基準の個々の解釈の確認等に関する意見が多数含まれている。

2. 迅速性評価

【原案】運用指針改訂案（抜粋）

事業の実施能力について、エネルギー政策目標との整合性の観点から事業計画の迅速性を評価する。（配点は20点）

事業計画の迅速性については、エネルギー政策目標と整合的な運転開始時期に関する絶対基準を設定する。また事業計画の実現性を考慮して評価を行う。（例：「事業計画の基盤面」、「事業計画の実行面」の評価点が5割未満の場合は迅速性評価は0点、5割以上の場合には、運転開始時期に応じた点数に「事業計画の基盤面」、「事業計画の実行面」の評価点比率（配点40点に対する比率）を乗じた値を事業計画の迅速性の評価点とする。）

<パブコメ意見概要>

1. 洋上風力の早期導入は重要であるため、「迅速性評価の導入について賛成」、「配点はより高く40点とすべき」といった意見がある一方、少しでも早い運転開始を目指して地域の乱開発が行われることへの懸念や実現性の低い拙速な事業計画が提案されることへの懸念から、「導入反対」、「20点の配点は過大」といった意見あり。
2. 迅速性評価の導入に当たり、実現性の低い運転開始日の提示を防ぐため、十分なペナルティ及び不可抗力事由の設計が重要との意見あり。
3. 最速の運転開始日を起点として、起点から3か月ないし1か月単位で減点していく方法や、事業者の予見可能性を高めるため、絶対基準（トップランナーとなる運転開始時期）を予め設定するとともに、3か月や6か月毎に評価すべきといった意見あり。また、国が設定する運転開始時期の年限を満たす以上、それらの者の間で点差を設ける必要はないといった意見あり。
4. 事業計画の実現性を考慮した評価（重みづけ）については、迅速性評価を相対的に重くするため、そもそも事業計画の実現性を加味する必要なしといった意見や、各海域の最高評価点に対する比率を乗じる方法とすべきといった意見あり。他方、事業者の予見可能性確保や事業計画の実現性を考慮できる観点から、原案（配点40点に対する比率を乗じる計算方法）に賛成する意見あり。

<参考：合同会議第14回（2022年6月23日開催）における委員からの迅速性評価に関する御指摘事項>

事業計画の迅速性評価について、20点という配点が過大であるとの御意見があった一方、社会情勢変化の政策への反映やインフラ整備の観点から重要性を指摘する御意見もあった。

- （1）20点という大きな配点は、事業者選定前の環境アセス等の実施を促すこととなり、これまで積み上げてきた制度の運用指針の考え方や日本版セントラル方式の方向性と矛盾するため反対。
- （2）20点という配点は全体の中でインパクトが大きく、留意が必要。
- （3）欧州等でも洋上風力の早期実現が謳われている中で、日本においても迅速性の方針を事業者選定に反映させることは非常に重要。
- （4）インフラ整備の観点から、洋上風力を迅速に導入することが極めて重要。

<参考：再エネ大量導入小委員会第43回（2022年7月13日開催）における委員からの迅速性評価に関する御指摘事項>

- 評価方法の見直しは、事業の迅速性により重心を置く評価方法に改めるものと理解するが、20点という配点が適切かについては、経済性とのバランスの観点でなお議論の余地があるのでは。
- 迅速性については、20-30年の大規模プロジェクトにもかかわらず何故こんなにウエイトが高くなったのか疑問。

2. 迅速性評価（続き）

<導入の是非について>

導入の是非	主な意見
賛成 (条件付含む)	<ul style="list-style-type: none">● 昨今の電力需給のひっ迫、電力料金の高騰、脱炭素化にかかる社会的要請を踏まえ、大規模で安価・クリーンな一般海域の洋上風力発電所の早期の導入・稼働の促進は重要であり、今般の見直しの方向性には賛同する。● 運転開始が遅れた際にFITまたはFIPの期間短縮に加えて新たにペナルティを課す場合は、事業者がコントロールすることのできない不可抗力事由を明記し、同事由に該当する遅延は免責されるようにすべき。● 拙速な計画提案を防ぐためにも、実際に遅れた場合のペナルティを明記すべきであり、かつ、それをかなり重いペナルティとすべき。
反対	<ul style="list-style-type: none">● 迅速性を評価すると、価格面での競争は起き得ないと考える。価格競争による国民負担の抑制、競争力ある市場・サプライチェーンの育成は蔑ろになり、健全な市場発展にならないことを強く懸念する。● 事業の迅速性20点という高配点の結果、不特定多数の事業者が地盤調査や環境アセス等の実施のために、地域に入り乱れることを懸念する。

※同旨の意見についてはまとめて記載

<配点について>

配点	主な意見
20点より高く	<ul style="list-style-type: none">● 化石燃料によらない電源の中でも大規模な洋上風力発電の「事業計画の迅速性」の評価点を高め「40点」とすることで、大幅な早期の導入を確実にすべき。● 事業計画の迅速性評価について、より重視されるべきであり、原案の配点20点について40点以上とし配点比率を高くすべき。
20点より低く	<ul style="list-style-type: none">● 20点は過大なので低くすべき。20点も配点すると、工期を1年早めるだけで、工期遅延による逸失利益や罰則を上回る効果が得られる。WF認証取得期間（事業者の創意工夫以外の外的要因による必要期間）、荒天等の不測の事態に対する余裕、主要機器や特殊船舶の納期変更リスク等を十分に考慮しない実現可能性の低い工期工程を組む事業者が現れることが懸念される。また、事業者選定前の開発活動を誘発・助長することとなり、セントラル方式に矛盾する。● 10点にすべき。基地港湾の利用可能時期や系統接続可能時期が相当先のケースにおいては、それらが計画上のクリティカルパスになる可能性が高く、事業者間で差がつかなくなることが予想される。

※同旨の意見についてはまとめて記載

2. 迅速性評価（続き）

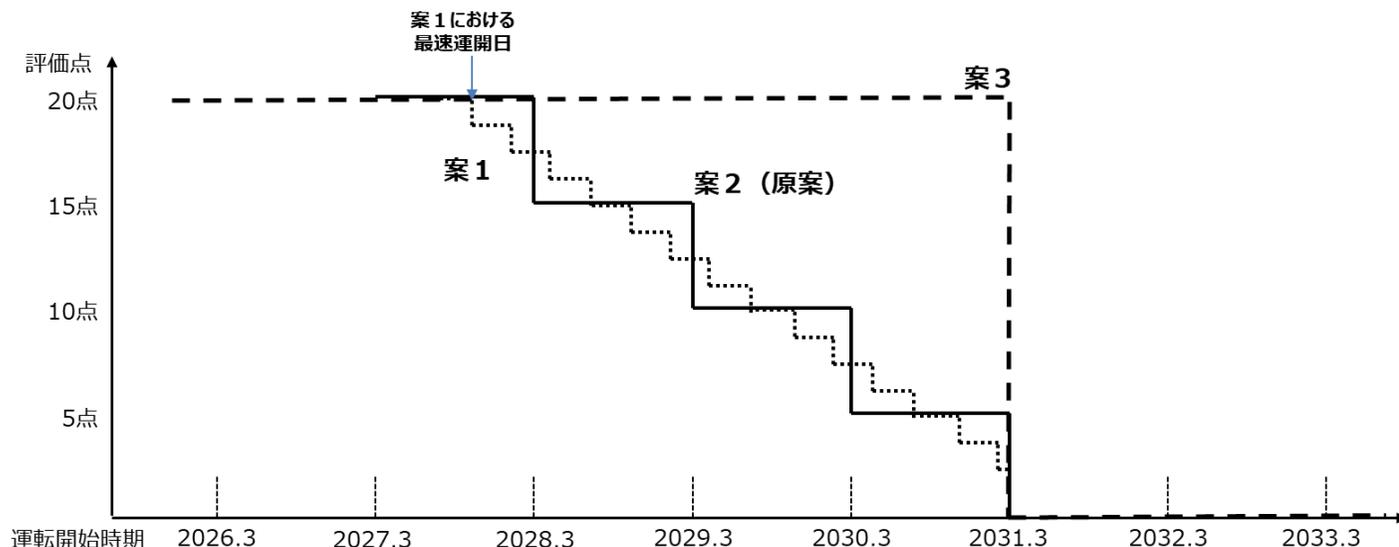
<評価方法について>

要望項目	主な意見
満点の考え方	<ul style="list-style-type: none">● 運転開始日程を定めるためには、<u>地盤条件や系統連系地点など、各海域での固有の事情が大いに影響するため、迅速性評価の“基準日”は絶対基準でなく、各事業者の提案を基にし、最も早い運転開始日を提案した事業者案を基にする相対基準とすべき。</u>● <u>地点ごとの系統状況や港湾状況等を適切に踏まえて絶対基準（トップランナーとなる運転開始時期）を設定・公表いただきたい。</u>
点差付け	<ul style="list-style-type: none">● <u>1か月単位で減点する方式とすべき。</u>● <u>年度単位の場合、運転開始月が3月末に集中することが予想され、早期運転開始のインセンティブをより働かせる為、運転開始日の評価は1年毎ではなく、トップ評価の基準に対し、3か月毎又は6か月毎にすべき。</u>● <u>運転開始の早さを事業者に競わせるのではなく、国が設定する必要な運転開始の年限に間に合うかどうかを論点とすべきで、当該年限を満たす者の間で特に点数差を設けるべきではない。</u>
重みづけ （乗じる係数の考え方）	<ul style="list-style-type: none">● <u>事業計画の基盤面・実行面（配点40点）が重複評価になるので、迅速性評価は運転開始時期のみで評価すべき。事業計画の実現性を加味する必要はない。</u>● <u>運転開始時期に関する絶対基準での評価と同様に、事業計画の実現性に関しても例に記載のとおり、絶対基準で評価することで、整合性が保たれ、事業者にとっての予見性が高まる。また、事業計画の実現性を十分考慮して評価を行う点について、賛成。</u>● <u>原案では迅速性の評価点20点を事業実現性40点の獲得点で除しており、それでは迅速性の20点の重みが相対的に軽くなる。配点40点に対する比率ではなく、各海域の最高評価点に対する比率を乗じる計算方法とすべき。</u>● <u>事業実現性によって重みづけを行う際に、迅速性に影響しない項目の点数多寡により、迅速性の点数が増減してしまうと公募評価の公平性を欠くため、迅速性に直接影響しない項目（運転開始後の事業計画や財務計画）は、その対象から除外すべき。</u>

※同旨の意見についてはまとめて記載

2. 迅速性評価（続き）－評価方法案の比較－

これまでの合同会議における議論及びパブコメ意見を踏まえると、以下の案1～3の評価方法が考えられる。



これまでの合同会議議論・パブコメ結果を受けた迅速性評価の方法案の比較

【案1】運開予定日が最速の提案を起点・満点とし、数ヶ月毎に段階評価。但し、2031.4以降は0点

最も早い運開日を20点とし、最速運開日から例えば3ヶ月ごとに1.25点ずつ減じて評価。但し、2031年4月1日以降は一律0点

<特徴と留意点>

- 早期運開のインセンティブが大きい。
- エネルギーミックス等の政策目標と整合する提案を誘発できる。
- 事業者の予見可能性が低い。
- 事業者選定後にスケジュールの遅延等により変更が生じると、評価そのものが大きく変わる可能性がある。
- 計画の実現性を軽視した運開予定日の設定の可能性がある。

【案2】運開予定日に関する絶対基準を設定し、段階評価（原案）

2031年4月1日を基準日とし、基準日より早ければ5点、1年以上早ければ10点、2年以上早ければ15点、3年以上早ければ20点と段階評価
※ 1年毎ではなく、例えば6か月毎といった意見もあり

<特徴と留意点>

- 事業者の予見可能性が高い。
- エネルギーミックス等の政策目標と整合する提案を誘発できる。
- 案3と比較して早期運開のインセンティブが大きい。
- 基地港湾の利用可能期間の制約を踏まえ評価段階を設定することにより、満点を得ることが可能。
- 計画の実現性を軽視した運開予定日の設定の可能性もある。

【案3】運開予定日に関する絶対基準を設定し、一律評価

2031年4月1日を基準日とし、基準日までの運開を一律20点、以降の運開を一律0点と評価

<特徴と留意点>

- 事業者の予見可能性が高い。
- エネルギーミックス等の政策目標と整合する提案を誘発できる。
- 計画の実現性を軽視した運開予定日の設定を抑制できる。
- 一層の早期運開のインセンティブは小さい。

2. 迅速性評価（続き）－重みづけ方法案の比較－

これまでの合同会議における議論及びパブコメ意見を踏まえると、重みづけを行う場合は以下の案①・②が考えられる。

これまでの合同会議議論・パブコメ結果を受けた重みづけ方法案の比較

【案①】配点40点に対する比率

事業計画の実現性の観点も考慮するため、事業計画の実現性（基盤面、実行面）の評価点が5割未満の場合は0点とする。また、5割以上の場合には、運転開始時期に応じた点数に事業計画の実現性（基盤面、実行面）の評価点比率〔配点40点に対する比率〕を乗じた値を事業計画の迅速性の評価点とする。

- 案②と比較して、事業計画作成段階で、事業者は迅速性評価点を高めるために事業実現性の評価点を少しでも優れたものにしようとするインセンティブが働く。
- 事業計画の実現性の満点40点に対する得点の比率を乗じるため、公募参加者の提案水準に左右されずに、事業計画の実現性の内容を十分考慮した迅速性の評価が可能。
- 案②と比較して事業計画の迅速性評価点について事業者の予見可能性が高い。
- 運転開始時期を早期に設定する事業計画の迅速性評価点が、案②と比較して低く抑えられる可能性。

【案②】各海域の最高評価点に対する比率

事業計画の実現性の観点も考慮するため、事業計画の実現性（基盤面、実行面）の評価点が5割未満の場合は0点とする。また、5割以上の場合には、運転開始時期に応じた点数に事業計画の実現性（基盤面、実行面）の評価点比率〔各海域の最高評価点に対する比率〕を乗じた値を事業計画の迅速性の評価点とする。

- 海域毎の特性の違いやそれによる評価点の傾向・分布の違いを考慮した事業計画の実現性の評価を踏まえ、迅速性の評価が可能。ただし、評価点比率が相対的に決定されるため、公募参加者の提案水準が総じて低い場合には、事業実現性の評価が低くても高い迅速性評価点が取れる可能性。
- 運転開始時期を早期に設定する事業計画が、案①と比較してより高い評価点を得られる可能性。
- 他の公募参加者の実現性評価点が低ければ自らの実現性評価点が低くても高い迅速性評価点を取り得ることから、計画の実現性を軽視した運開予定日の設定を防ぐため、案①と比較して重いペナルティ（保証金没収等）が必要となる可能性。

3. 落札制限

【原案】運用指針改訂案（抜粋）

公募参加者一者あたりの落札数の制限に関する事項

同一の公募で複数区域の事業者選定を行う場合に、多数の事業者へ参入機会を与える観点から公募参加者一者あたりの落札数の制限を実施する場合には、落札制限に関する具体的な方法を公募占用指針に明記する。なお、落札数の制限の実施にあたっては、あくまで国内洋上風力産業の黎明期のみ実施するものとし、さらに同時に公募する区域数や出力規模を踏まえて公募毎に適用有無等を検討する。

<パブコメ意見概要>

- 洋上風力の産業育成の観点から落札制限の導入に賛成する意見がある一方、予見可能性の低下・規模のメリット喪失・評価の低い事業者が繰り上がるリスク等の懸念から導入に反対する意見あり。なお、賛成意見の中にも、予見可能性が低くなり事業計画の立案が困難になるため、「国内洋上風力産業の黎明期」の定義や制度実施時期を明確にすべきとの意見あり。

<参考：合同会議第14回（2022年6月23日開催）における委員からの落札制限に関する御指摘事項>

落札制限の導入については、制限の規模やスケジュールが不透明で事業者の予見可能性が損なわれるとの御意見があった一方、一時的措置にすべきであるものの、産業育成の観点から重要との御意見もあった。

- (1) 事業者ヒアリングでも、落札制限の導入そのものに否定的な事業者も少なくない中で、前回の公募結果をもって、適正・公正な競争環境をゆがめる可能性がある制度を導入することは反対。
- (2) 近い将来のラウンドを予見しにくい中で検討を始める必要がある中で、落札制限をかけるのが望ましいか、疑問の余地がある。
- (3) 予見性を含め、制限の規模が直前にならないと分からないのは、先行投資として地元貢献も含め動いている事業者にとってあまりにも曖昧で動きづらい。よって、せめて落札制限をかけないか、もしくはかけるのであればかける時期をきちんと明記して欲しい。
- (4) 落札制限を導入するのであれば、適切なスケジュールを早めに見せていくという形で実施をしていかないと、かなり難しいのではないか。
- (5) 落札制限については、黎明期における特別措置と考えており、事業者・産業育成・多様性の観点から、非常に重要である。エネルギーの安全保障の観点から見ても、多様性というのは必ず担保しなければならない。

<参考：再エネ大量導入小委員会第43回（2022年7月13日開催）における委員からの落札制限に関する御指摘事項>

- 落札制限そのものに否定的な事業者も少ない訳ではなく、1回の公募結果をもって、落札制限のような適正な競争環境を歪める可能性がある制度の導入には反対。
- 落札制限については、サプライチェーン構築の名目の下、場合によっては、公平な競争環境に悪影響を与え国民負担の増加につながることを懸念。こうした仕組みには本来慎重にあるべき。

3. 落札制限（続き）

導入の是非	主な意見
賛成 (条件付含む)	<ul style="list-style-type: none">● <u>黎明期に寡占化が進むと、参入事業者が限定され、コスト低減に向けた取組が止まる。事業者数が多いほど低コストが促進され、洋上風力の産業育成が進む。</u>● <u>落札する事業者が限られると、その事業者、施工業者、風車メーカー等に予測できない問題が生じた場合に、日本の洋上風力事業が止まってしまうリスクがある。</u>● <u>事業者および関連サプライヤー等の事業予見性を高める観点から、「国内洋上風力産業の黎明期」の定義、具体的な期間、どの海域が同時に公募にかけられるのか等について、公募開始の前に十分な時間的余裕をもって明確にするべき。</u>● <u>落札制限導入には賛成だが、公募回ごとの落札制限ではなく、市場シェアや累積総量で制限すべき。</u>
反対	<ul style="list-style-type: none">● <u>どの区域がいつ公募にかけられ、落札制限が適用されるかが不明瞭な中で、事業者の予見可能性が低下し、事業計画の見直しが必要となったり、事業計画の立案が妨げられてしまう。</u>● <u>規模のメリットが失われるため、供給価格を上昇させてしまう。</u>● <u>規模のメリットが失われるため、風車メーカー等の日本への投資意欲が減衰する。</u>● <u>1位と2位の点差が開いている場合、評価の低い事業者が不当に繰り上がるリスクがある。</u>● <u>コンソーシアムの組成に際し落札制限の可能性を検討するためには、他海域における参加企業の活動について情報の開示が必要になるが、このような情報交換は談合のリスクを助長することになる。</u>

※同旨の意見についてはまとめて記載

4. 事業実現性評価点

【原案】運用指針改訂案（抜粋）

事業の実現性に関する要素は、（i）事業の実施能力、（ii）地域との調整や地域経済等への波及効果という観点から評価することとする。本項に記載する方法により得た各評価項目の合計点を基礎として、事業実現性評価点は以下の算出式により評価する。

$$\text{事業実現性評価点} = (\text{提案者の評価点} / \text{公募参加者の最高評価点}) \times (\text{満点【120点】})$$

【事業の実現性に関する評価の配点】

事業の実施能力について、エネルギー政策目標との整合性の観点から事業計画の迅速性を評価する。また、事業計画の信頼性や実現可能性の観点を確認するため、計画の根幹に関わる基盤面と計画の実施に関わる実行面に分けて評価する。事業計画の迅速性や基盤面、実行面や電力安定供給の配点については、以下を原則としつつ、公募占用指針において定める。

そのほかの「地域との調整」と「地域経済等への波及効果」等の項目については、それぞれが重要であり、これらが合わさって初めて国民や地元理解が得られるものであるため、同等に評価する。

大項目	中項目	小項目
事業の実施能力 (80点)	事業計画の迅速性 (20点)	
	事業計画の基盤面 (20点)	事業実施体制・実績 (10点)
		資金・収支計画 (10点)
	事業計画の実行面 (20点)	運転開始までの事業計画 (15点)
運転開始以降の事業計画 (5点)		
地域との調整、地域経済等への波及効果 (40点)	電力安定供給 (20点)	
	関係行政機関の長等との調整能力 (10点)	
	周辺航路、漁業等との協調・共生 (10点)	
	地域経済波及効果 (10点)	
	国内経済波及効果 (10点)	

<参考：合同会議第14回（2022年6月23日開催）における委員からの事業実現性評価点に関する御指摘事項>

事業実現性評価点の補正について、価格点評価の比重を下げるとの御意見があった一方、価格点だけでなく技術点の評価も重視する観点から重要との御意見もあった。

- (1) 価格点も事業実現性の評価点も、結局2番手、3番手との点差で決まってくるので、最高点をそろえること自体が目的にかなうわけではない。また、価格点の意味を薄めるという観点で反対。
- (2) 事業実現性評価点の補正が制度の大きな変更になるとは思っていない。価格点だけでなく、技術点も重要。
- (3) 供給価格と事業実現性の評価点について、1：1の評価について賛成。前回の入札においては、供給価格点だけを重視しているのではないかという誤解が与えられているように思われる。

<参考：再エネ大量導入小委員会第43回（2022年7月13日開催）における委員からの事業実現性評価点に関する御指摘事項>

- 事業実現性評価の補正について、価格点評価の比重を下げるため反対。

4. 事業実現性評価点（続き）一点数補正一

<パブコメ意見概要>

1. 現行の価格偏重の評価体系が見直されるため、事業実現性評価点を補正する案について賛成意見あり。
2. 他方、そもそも、今回の見直しにより、評価の考え方が明確となったため、事業実現性評価点も満点をとりやすくなったことから、補正は不要といった意見あり。また、補正により価格評価の相対的な低下を懸念する意見あり。さらに、落札制限適用時の海域間比較に限定して補正するべきとの提案あり。

補正の是非	主な意見
賛成	<ul style="list-style-type: none">● <u>価格点は価格水準によらず最も低い価格であれば自動的に満点となる相対評価である一方、事業実現性評価点は各項目の評価基準を完全に満たさないと満点とならないことは、制度として不整合を内包。点数補正は、価格偏重の評価体系を見直す正しい方法である。</u>● <u>事業実現性が低い設計で事業計画を立てた場合、価格が過少となり、工程が遅延するリスクがある。事業実現性と供給価格を1：1で評価する方が、より実現性の高い事業者を選定することが可能となる。</u>
反対	<ul style="list-style-type: none">● <u>今回の評価基準の明確化により、事業者における評価の予見性の向上、かつ透明性も向上したが、このように絶対評価的な考え方を採用している以上、事業実現性の最高評価点者を無条件に120点にした場合、今回明確になった事業実現性評価を歪めることから反対。</u>● <u>国民負担の抑制が掲げられる中で、事業実現性が乏しい計画であっても、補正によって引き上げられて評価されることで、相対的に価格点の比重が下がる。これは再エネ海域利用法の基本方針に合致しておらず、合理的とはいえない。</u>● <u>各事業者の獲得できる評価点が予想しづらく、入札戦略検討が困難になる。</u>● <u>仮にやむを得ず補正を行う場合、落札制限時の海域間比較にのみ用いるべき。</u>

※同旨の意見についてはまとめて記載

4. 事業実現性評価点（続き）－各項目間の配点－

<パブコメ意見概要>

1. 運用期間は20年以上にわたることや、維持管理は売電収入確保に直結することから、「運転開始以降の事業計画」の点数を5点から15点へ引き上げるべきといった意見あり。
2. 事業実施実績は開発力に直結する要素であるため、「事業実施実績」の配点を10点から（第1ラウンド同様の）30点にすべきといった意見あり。

配点変更要望項目	主な意見
運転開始以降の事業計画	● 「運転開始以降の事業計画」の点数が5点は低すぎるので10点ないしは15点に上げるべき。運用期間は20年以上にわたり、また維持管理は売電収入確保に直結する。
事業実施実績	● 「実績」について、本改訂案では「事業実施体制・実績」として10点としているが、第1ラウンドと同様「事業実施実績」のみで30点とすべき。実績は開発力を表す重要な要素。

※同旨の意見についてはまとめて記載

<参考：合同会議第13回（2022年5月30日開催）における「運転開始以降の事業計画」の配点に関する事業者意見>

- 一部の事業者より、建設後にいかに発電量を出せるかが重要なので、「運転開始以降の事業計画」の配点を高めてほしい。
- 操業より建設段階の方がリスクが高いため「運転開始までの事業計画」の配点を高くすることは妥当。
- 建設期間中のリスクは非常に高いが、運転期間も非常に長い事業となるので同等の評価にすべき。

<参考：合同会議第11回（2022年3月22日開催）における委員からの「事業実施実績」の配点に関する御指摘事項>

- 評価結果に差がつかない評価項目については、評価方法の変更を検討した方がよい。評価項目間の類似性や相反性を踏まえて評価項目を見直してはどうか。また、政策的に重要なポイントについて、評価の差違が表れるように配点内訳の見直し・評価基準の明確化が必要あり。事業実績はトップランナーがまだ出てこない状況である点を踏まえる必要あり。

<参考：合同会議第13回（2022年5月30日開催）における「事業実施実績」の配点に関する事業者意見>

- 洋上風力は難しい事業で実現性を担保する上で実績の評価は重要なので、第1ラウンド同様に配点は30点を維持して欲しい。

5. 基地港湾

【原案】運用指針改訂案（抜粋）

発電設備の設置及び維持管理に必要な人員及び物資の輸送に関して、促進区域と一体的に利用できる港湾及び当該港湾内のふ頭並びに当該ふ頭の諸元（岸壁水深、岸壁延長、最大耐荷重、面積等）及び利用条件（利用可能期間、貸付料の基礎となる額等）を公募占用指針において明記する。

<パブコメ意見概要>

- 異なる海域間の公募占用計画で基地港湾の利用期間が重複した際の評価・事業者選定のルールを明確化すべきとの意見あり。また、利用期間の重複を防ぐため、他の基地港湾は利用できないこととすべきとの意見あり。

	主な意見
基地港湾の利用重複	<ul style="list-style-type: none">● 近傍の促進区域において同時に公募が行われる場合、<u>他の促進区域の基地港湾の利用を前提とした公募占用計画の提出は認められるか。認められる場合、異なる海域間の公募占用計画で基地港湾の利用期間が重複した際、どのように評価・事業者選定されるか明確化すべき</u>（片方の計画が失格扱いになるのか等）。● 事業者選定後の基地港湾利用の再調整による工程遅延を防ぐため、<u>公募占用指針に示された基地港湾以外の港湾は、発電設備の建設に利用できないこととすべき。</u>

※同旨の意見についてはまとめて記載

6. 第三者委員名の公表

【原案】運用指針改訂案（抜粋）

第三者委員会については、公平かつ公正に運営される必要がある。その審議過程を公開することにより率直な意見の交換もしくは意思決定の中立性が損なわれるおそれ等があることや、公募占用計画が企業情報を含むこと等から、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）第5条第1項第2号イ及びロ、同項第5号の規定に該当する場合にあっては、審議過程を非公開とすることとする。ただし、選定が完了した段階で、選定結果及びその理由等については公表するものとする。

<パブコメ意見概要>

1. 再エネ海域利用法の公募は、国の財産使用に係るものであり、透明性・公平性の観点で公表は必須とする意見あり。委員への働きかけについては、ガイドラインの作成、失格要件等により防止できるといった意見あり。また、タイミングについては、公募開始時や事業者選定時に公表すべきといった意見あり。
2. 他方、洋上風力事業の規模感・注目度の大きさから、委員への働きかけが生じることを懸念し、公表に反対する意見あり。

公表の是非	主な意見
賛成	<ul style="list-style-type: none">● <u>公募開始時に委員名を公表することが望ましい。公平性・透明性を担保する必要がある。委員への働きかけの防止はガイドラインの作成、失格要件等により達成できるのではないか。</u>● <u>選定事業者の公表時に、委員名の公表をすべき。国の財産使用に係る公募であり、透明性・公平性の観点で公表は必須。なお、北九州港における洋上風力の公募でも事業者選定時に委員名が公表されている。</u>
反対	<ul style="list-style-type: none">● <u>委員名の公表については、巨額な投資が必要となる事業であり、事前、事後に関わらず委員への様々な働きかけ等が出てくると考えられるため、委員名は非公表とすべき。北九州港の事例とは規模感・注目度も異なる。</u>● <u>公募参加者や国民の関心は、公募事業者の評価結果に尽きるが、それに加えて第三者委員の資質（洋上風力に十分な知見を有するか）が重要であり、評価者個人名の公表よりも、委員の属性や経歴等をより丁寧に公表することが重要である。</u>

※同旨の意見についてはまとめて記載

<参考：合同会議第14回（2022年6月23日開催）における委員からの第三者委員名公表に関する御指摘事項>

公募占用計画の評価に係る第三者委員会の委員名の公表については、公共事業であるため、事業者選定終了から一定期間後に公表すべき。

7. 最高評価点価格

【原案】運用指針改訂案（抜粋）

FIP制度を適用する場合は、市場価格を十分に下回る水準で「最高評価点価格」を設定する。提案価格が「最高評価点価格」以下の場合は、当該価格点を一律120点とする。また、「最高評価点価格」を下回る価格の提案があった場合、「最高評価点価格」以上の価格を提案した者の価格点を算出する際は、算出式における「最低入札価格」は「最高評価点価格」とする。

なお、「最高評価点価格」を設定する場合には、調達価格等算定委員会の意見を聴取し、これを尊重して定める。

<パブコメ意見概要>

1. 原案について、国民負担なしレベルの基準価格を公募評価上同等とみなすのは合理的との賛成意見あり。また、事業者の予見可能性の確保、公募における透明性確保の観点から、最高評価点価格は公表すべきといった意見あり。さらに、価格水準のみならず設定根拠の開示を求める意見あり。
2. 他方、最高評価点価格を設定し公表すると、各入札者の提案価格はほぼ最高評価点価格に張り付いた形になることを懸念し、導入・公表に反対する意見あり。

導入の是非	主な意見
賛成 (条件付含む)	<ul style="list-style-type: none"> ● <u>プレミアムゼロ（国民負担なし）レベルの基準価格を公募評価上同等とみなすのは合理的である。</u> <p><賛成意見の中で、最高評価点価格の公表・非公表については以下の意見あり> (公表賛成)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● <u>非公表となると予見可能性が損なわれ、収支計画をはじめとした入札戦略の立案に大きく影響する。</u> ● <u>最高評価点価格の設定にあたっては、その設定の根拠・考え方も開示してほしい。</u> ● <u>ターゲット価格を事業者に示すことで、サプライチェーンに関わる関係者が一体となって、「最高評価点価格」を目標に、洋上風力の発電コスト並びに供給価格の低減に向けて工夫を凝らし、努力を継続するための目安となる。</u> ● <u>公平性・透明性の観点から、公募時に「最高評価点価格」の公表をお願いしたい。</u> <p>(公表反対)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● <u>事前公表することは、価格を一定レベルに固定化する誘因となることから好ましくない。非公表とすることで、より価格低減（プレミアムゼロの可能性が高まる）する方向に誘導される仕組みとなり、これは国民負担低減の観点から好ましい。</u>
反対	<ul style="list-style-type: none"> ● <u>最高評価点制度は公募による市場競争を阻害し、電力価格の高騰を誘引するものである。最高評価点価格を設定し公表すると、各入札者の提案する価格はほぼ最高評価点価格に張り付いた形になることが容易に予想される。</u> ● <u>将来にわたって市場価格を正確に予想することは不可能であり、FIPプレミアムが生じないと確実に言えるほど「市場価格を十分に下回る価格」を設定することは不可能であり、最高評価点価格の導入はできない。</u>

※同旨の意見についてはまとめて記載

【参考】価格点算出方法案（第12回合同会議資料）

1. 秋田2海域・千葉1海域の公募では、供給価格について以下の算出式で評価。FIT制度における調達価格と、FIP制度における基準価格は同水準のため、**FIP制度注を活用する場合も、基本的には同様の算出式とする。**

「供給価格点 = (公募参加者の最低供給価格 / 提案者の供給価格) × 120点」(※)

(国民負担抑制の評価)

FIP制度：FIT制度のように固定価格（調達価格）で買い取るのではなく、再エネ発電事業者が卸電力市場などで売電したとき、その売電価格に対して一定のプレミアム（補助額）を上乗せすることにより、再エネ導入を促進する制度。再エネ電気が効率的に供給される場合に通常要すると認められる費用を基礎とし、価格目標、再エネ電気の供給量の状況、適正な利潤その他の事情を勘案して定められる額（基準価格）と市場価格等から算出される「参照価格」の差分が「プレミアム」となる。

2. 但し、FIT制度では調達価格（固定）×kWh = 売電収入（固定）であったものの、FIP制度では基準価格は固定価格であるが、売電収入は市場価格や相対取引の契約条件等により決定されるため、必ずしも基準価格×kWh = 売電収入ではない。
3. また、国外におけるFIP制度では、例えば、基準価格を0円/kWh（つまり、市場価格や相対取引を指向し、FIPによるプレミアム収入は0またはFIP制度を活用しない）で応札する事例もある。
4. 仮に、A事業者とB事業者の2者が提案する異なる基準価格について、いずれも常に市場価格以下となれば、プレミアムはバランシングコストのみとなる。しかし、両者の基準価格は異なるため、（いずれも国民の賦課金負担に差が生じないものの）供給価格点については差が生じることとなる。また、基準価格を0円/kWhとして入札された場合、同海域における全ての提案者について供給価格点を比較することができない。（∵（※）による計算の結果、供給価格点は0または解なしとなる）
5. このため、供給価格点評価では、事業者が提案する基準価格が市場価格を十分に下回る一定価格（最高評価点価格）以下の場合は、**一律120点として評価**してはどうか。また、入札において、最高評価点価格以下の供給価格の提案があった場合、供給価格点の算出式（※）における「公募参加者の最低基準価格」は最高評価点価格としてどうか。

なお、最高評価点価格の設定等については、FIP制度に関わる議論であるため、公募占用指針策定時に「調達価格等算定委員会」の意見を聴取して決定してはどうか。

8. その他（市場売電義務づけ）

【原案】 運用指針改訂案より抜粋
特に記載なし

<パブコメ意見概要>

1. FIP制度への移行に伴う売電先に関する意見あり。
2. パブリックコメントの中では、相対取引の活用により、発電コストベースでの価格競争ではなくなることや、公共の海域を占有するにもかかわらず、売電先が特定企業に偏るおそれがあること等を理由に、原則市場売電を義務付けることを求める意見あり。
3. 他方、市場売電義務付けにより、基準価格をより一層低く抑えるための事業者の創意工夫を阻害し、国民負担の抑制の阻害に繋がること、需要家の再エネ調達の選択肢（地産地消など）を狭めることを指摘する反対意見もあり。

主な意見

賛成

- 供給価格点で満点を目指すためには、発電原価を意識せず、最低市場価格以下で入札し、事業の安定のために固定価格での相対売電先を確保することが予想されるが、価格点で評価すべきことは「FIPプレミアムをもらわないこと」ではなく「発電原価が低いこと」である。相対取引を前提とした場合、入札価格に発電コストが反映されなくなるため、FIPの場合は卸市場売電を原則とすることが望ましい。さらに、洋上風力のような大規模電源を単独でPPAによりオフテイク（継続買取）できる者は、需要規模が大きいみなし小売事業者に限られると思われる。このため、入札を有利にするためには大手電力小売と組むことが最も有利となる。この結果、大型洋上風力が必然的に大手電力に集約され、電源の寡占化がさらに進む懸念がある。電源の公共性を鑑みて電力を優先的に立地地域の新電力などを通じて地域で活用することや、その余剰電力は市場の安定化のために原則卸市場売電を義務付けるといった措置が必須である。
- 特定卸供給契約やPPAは特定のステークホルダーのみが恩恵を受けることになり、公共の海域を占有する本制度の主旨にそぐわない。公共性を鑑みて、広く市場で売買すべき。販売先を特定の企業に絞った場合（PPA等）は、当該企業のみが公共の海域占有のメリットを享受することになる。また、FIT特定卸供給契約を利用してグループ企業に売電する場合、FIT売電自体は赤字でもグループとして収益を上げることが可能となり、ダンピングも可能となってしまう。制度として、こういった状況を阻止する必要があるのではないか。

反対

- 需要家との直接的な相対取引等を制限し、市場売電を一定量義務付ける条件が設定された場合には、事業者によるFIP基準価格低減の創意工夫を阻害し再エネ賦課金を原資とするFIPプレミアム額を低減することを妨げると共に、需要家の再エネ調達の選択肢を狭め脱炭素化推進に繋がらない。事業者による売電方法の工夫を妨げる条件は、再エネ電源の自立化により国民負担軽減を目指すFIP制度の方向性に反し、自由な取引を阻害し電力価格低減に繋がらないものであり、地域から求められている再エネの「地産地消」の検討をも妨げるものにて、市場売電を義務付ける条件は設定されるべきではない。
- 一定量の市場売電を義務付けて価格変動の大きい市場売電を収益源とすることで融資条件は著しく悪化し、応札価格の上昇を招き、ひいては国民負担を増加させるため、売電に関しては事業者の戦略に任せ、何ら義務付けをしない方が基本方針に合致すると考える。
- 事業を適切な水準で健全に運営するためにも収入計画は事業者の戦略・裁量によって計画する必要があると考えるため、相対取引や市場取引等の制約は設けないでいただきたい。